

## 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例(令和元年桐生市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特別保全地区の指定の告示)

第3条 条例第9条第3項(条例第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、桐生市公告式条例(昭和40年桐生市条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(事業計画の届出等)

第4条 事業者は、条例第11条の規定による届出を行うときは、事業計画に係る事前協議書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 維持管理に係る計画書(様式第2号)
- (2) 立地環境に関する概要書(様式第3号)
- (3) 事業区域に係る土地の位置を示す図面
- (4) 事業区域の敷地及び周辺状況の分かる現況写真
- (5) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 現況図
- (7) 土地利用計画平面図
- (8) 造成計画平面図、断面図、求積図及び土量計算書
- (9) 崖の断面図
- (10) 擁壁の展開図、断面図及び安定計算書
- (11) 排水計画平面図、断面図及び流量計算書
- (12) 防災計画図
- (13) 再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図
- (14) 事業者及び工事施行者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (15) 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (16) 事業者及び工事施行者が条例第14条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、事業計画に係る事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。
- 3 市長は、事業者に対し、必要がある場合は助言及び指導を審査指示書(様式第4号)により通知するものとする。
- 4 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画を当該審査指示書により通知された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。
- 5 審査指示書の通知を受けた事業者は、その内容を十分検討し、事業計画が当該審査指示書により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
- 6 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画が当該審査指示書により通知された内容に適合するに至ったときは、審査指示事項回答書(様式第6号)を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、審査指示事項回答書の提出があった場合において、その内容が審査指示書により通知した内容に適合すると認めるときは、事前協議終了通知書(様式第7号)により、事業者に通知するものとする。
- 8 事業者は、提出した事業計画に係る事前協議書の内容を変更しようとするときは、事前協議変更届(様式第8号)に変更しようとする内容が確認できる書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

(条例第12条第2項の標識)

第5条 条例第12条第2項の標識(以下この条において「標識」という。)は、再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ(様式第9号)とする。

- 2 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。
- 3 事業者は、標識を設置したときは、標識設置報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、当該標識を設置した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

- 4 事業者は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更報告書(様式第11号)に前項に掲げる書類を添付し、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。

(説明会の開催)

第6条 事業者は、条例第12条第2項の規定による説明会(以下この条及び次条において「説明会」という。)を開催したときは、説明会開催報告書(様式第12号)

に次に掲げる書類を添付し、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(意見の申出)

第7条 条例第12条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣住民等は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類(以下この条及び次条において「意見書」という。)を提出するものとする。

- 2 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の概要を記載した書面に当該提出があった意見書の写しを添付し、市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第8条 事業者は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類(次項及び第3項において「見解書」という。)を提出し、協議しなければならない。

- 2 事業者は、見解書を提出し協議を行うときは、近隣住民等に対しその内容を説明し、当該近隣住民等の理解を十分に得るものとする。
- 3 事業者は、前項の協議を行ったときは、意見書及び見解書の写しを添付した協議状況報告書(様式第13号)により、当該協議が終了した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

(事業計画の許可申請)

第9条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、事業計画の許可申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(事業計画に定める事項)

第10条 条例第13条第2項第16号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得の状況
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況

(事業計画の許可申請に係る添付書類)

第11条 条例第13条第3項の規則で定める書類は、第4条第1項に掲げる書類及び事前協議終了通知書の写しとする。

(許可の基準)

第12条 条例第14条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第28条第1項の鳥獣保護区を

含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。

- (2) 事業区域に鳥獣保護法第 29 条第 1 項の特別保護地区を含まないこと。
  - (3) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲の伐採であること。
- 2 条例第 14 条第 1 項第 2 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、周辺地域の景観を阻害しないための十分な措置が取られているとして、桐生市再生可能エネルギー発電設備設置審議会(以下「審議会」という。)が認めた場合は、これらの基準に適合しているものとみなす。
- (1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
  - (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられていること。
  - (3) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路又は公共空地から見えないよう低木、目隠しフェンス等設置による配慮がされていること。
- 3 条例第 14 条第 1 項第 3 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、土砂崩れ、溢水等を防止するための十分な措置が取られているとして、審議会が認めた場合は、これらの基準に適合しているものとみなす。
- (1) 事業区域に砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。
  - (2) 事業区域に水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 条第 1 項の洪水浸水想定区域を含まないこと。
  - (3) 事業区域に地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域を含まないこと。
  - (4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
  - (5) 事業区域に森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項の保安林の存する土地を含まないこと。
  - (6) 事業区域に河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域を含まないこと。
- 4 条例第 14 条第 1 項第 4 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域内における法面の勾配が 30 度を超える場合は、次項第 3 号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル(平成 19 年 3 月 28 日国都開第 27 号)の基準に適合したものであること。
- 5 条例第 14 条第 1 項第 5 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
  - (2) 排水施設の構造が下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
  - (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
  - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。
- 6 条例第14条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
  - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
  - (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。
  - (4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。
- 7 条例第14条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル以上確保できるよう事業区域を後退させるなど再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両(第17条において「搬入車両」という。)の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
  - (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。
- 8 条例第14条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、近隣住民等の生活環境を保全すべき十分な措置が取られているとして、審議会が認めた場合は、これらの基準に適合しているものとみなす。
- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
  - (2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。
  - (3) 事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
  - (4) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(審議会の議)

第13条 市長は、条例第14条第3項の規定により審議会の議を経ようとするときは、再生可能エネルギー発電設備設置の申請に係る許可について(付議)(様式第15号)により付議するものとする。

2 付議書には、条例第13条第1項の規定による許可の申請(以下「許可申請」という。)に対する市長の意見を付するものとする。

3 審議会は、付議された許可申請の内容が自然環境、景観及び近隣住民等の生活環境の保全上支障があるか否かを審査するものとする。

4 審議会は、付議された許可申請について議決をしたときは、その内容を記載した再生可能エネルギー発電設備設置の申請に係る許可について(答申)(様式第16号)を市長に提出するものとする。

5 市長は、答申書の提出があったときは、その内容を十分に参酌した上で、事業計画の許可又は不許可を決定するものとする。

(変更許可の申請)

第14条 条例第15条第1項の許可を受けようとする者は、事業計画の変更許可申請書(様式第17号)に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(許可通知書及び許可しない旨の通知書)

第15条 市長は、許可申請及び条例第15条第1項の規定による変更の許可に係る申請があった場合において、許可をするときにあっては許可通知書(様式第18号)により、許可をしないときにあっては許可しない旨の通知書(様式第19号)により申請者に対し通知するものとする。

(条例第16条の規則で定める標識)

第16条 条例第16条の規則で定める標識は、桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識(様式第20号)とする。

(搬入車両への表示)

第17条 条例第17条第1項及び第2項の規則で定める事項は、許可事業者の氏名(許可事業者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称。次項において同じ。)とする。

2 条例第17条第1項の規定による表示は、許可に係る搬入車両である旨にあつては日本産業規格 Z8305 に規定する 140 ポイント以上の大きさの文字を、許可事業者の氏名にあつては同規格に規定する 90 ポイント以上の大きさの文字を用い、かつ、認識しやすい色の文字で搬入車両の両側面に鮮明に表示することとする。

(着手の届出)

第18条 条例第18条の規定による届出は、着手届出書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 許可通知書の写し
- (2) 標識を設置した場所が明示された図面
- (3) 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真  
(完了等の届出)

第 19 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、完了(廃止)届出書(様式第 22 号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 工事における各工程の写真
- (2) 工事完了状況が確認できる写真
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 土地利用計画平面図

2 条例第 19 条第 2 項の規定による通知は、許可内容に適合していると認める場合にあっては検査済証(様式第 23 号)により、適合していないと認める場合にあっては検査済証を交付できない旨の通知書(様式第 24 号)により行うものとする。  
(関係書類の閲覧)

第 20 条 事業者は、条例第 20 条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

(条例第 24 条第 1 項の学識経験を有する者)

第 21 条 条例第 24 条第 1 項の学識経験を有する者は、法律、経済、環境、景観、農林業、土木又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とする。

(身分証明書)

第 22 条 条例第 32 条第 2 項の身分を証明する書類は、身分証明書(様式第 25 号)とする。

(書類の提出部数)

第 23 条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、正本にあっては 1 部、副本にあっては市長が必要とする部数とする。

(その他)

第 24 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 12 条関係)

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.3 ヘクタール未満	1 メートル

0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2メートル
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3メートル
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル